指名停止について　　（３－１）

商　号　又　は　名　称	サイバラ建設株式会社
代表者の職及び氏名	代表取締役　西 原 功 起
主たる営業所の所在地	四万十市古津賀４丁目 108
指　名　停　止　期　間	１月（平成 29 年３月６日から平成 29 年４月５日まで）
指　名　停　止　理　由	四万十市発注の平成 26・27 年度四万十市立東中筋小学校屋内運動場改築工事（建築主体工事）の受注業者として、設計図書で求められている耐風圧性能基準（S-4）を満たしていないアルミサッシ（６か所）を取り付けていた（過失により粗雑工事となった）。 ※ 該当条項 四万十市指名競争入札参加資格停止措置要領別表第１の第２号「市と締結した契約の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にし又は品質若しくは数量に不備があったと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。」に該当

指名停止について　　（３－２）

商　号　又　は　名　称	株式会社サワチカ
代表者の職及び氏名	代表取締役　寺 尾 省 三
主たる営業所の所在地	四万十市具同 5058
指　名　停　止　期　間	１月（平成 29 年３月６日から平成 29 年４月５日まで）
指　名　停　止　理　由	四万十市発注の平成 26・27 年度四万十市立東中筋小学校屋内運動場改築工事（建築主体工事）の下請専門業者として、設計図書で求められている耐風圧性能のアルミサッシ（６か所）の強度計算を行わずサッシを作製し、実際には耐風圧性能基準（S-4）を満たしていないにもかかわらず、製作承認図の仕様確認書に耐風圧性能が S-4 であると記載し、工事請負業者に提出した。 ※ 該当条項 四万十市指名競争入札参加資格停止措置要領別表第１の第２号「市と締結した契約の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にし又は品質若しくは数量に不備があったと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。」に該当

指名停止について　　（３－３）

商　号　又　は　名　称	宮脇建築設計事務所
代表者の職及び氏名	代表者　宮 脇 武 夫
主たる営業所の所在地	四万十市安並 1638－1
指　名　停　止　期　間	１月（平成 29 年３月６日から平成 29 年４月５日まで）
指　名　停　止　理　由	四万十市発注の平成 26・27 年度四万十市立東中筋小学校屋内運動場改築工事監理業務の受注業者として、工事受注業者にアルミサッシ（６か所）の耐風圧性能（S-4）の計算書等の提出を求めることなく承認したため、結果として耐風圧性能基準を満たしていないサッシが取り付けられた。 ※ 該当条項 四万十市指名競争入札参加資格停止措置要領別表第１の第２号「市と締結した契約の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にし又は品質若しくは数量に不備があったと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。」に該当